

2015年度自治体キャラバン行動

要望に対する回答書

摂津市

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にある。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきである。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるよう制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望する。

(回答) 人事課

変化する社会情勢や本市の財政状況等を踏まえ、地方自治体として持続可能な運営の在り方を常に研究し、最少の経費で最大の効果を挙げることを念頭に、職員の適正配置及び人材育成等に取り組み、住民の福祉の増進に努めてまいります。

2. 国民健康保険・医療について

- ① 今年度から低所得者支援として全国で1700億円、大阪では150億円（大阪府談）が交付される予定であり、国、大阪府ともそれにより1人5千円の財政効果がある（＝引下げられる）としている。この収入により保険料を引下げ、さらにこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行うこと。また減免については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

(回答) 国保年金課

本市は財政状況が厳しい中、従来からも一般会計の繰入を行っているところでございます。特に、平成20年度秋以降の厳しい経済状況を勘案し、医療費の増加する中、平成21年度から平成25年度まで緊急措置として保険料率の据置きを行ってまいりました。しかし、昨今の少子高齢化の社会変化に伴う医療費の増加により国民健康保険財政は厳しい状況にあり、これからも持続可能な制度としていくために、保険料の改定及び限度額の見直しを行っております。

また、国民健康保険料の減免制度については、本市国民健康保険条例・条例施行規則に明記し、災害減免、身体障害者・生活困窮者などに対し実施しております。

一部負担金減免につきましても、本市国民健康保険条例・条例施行規則に基づき、通院も含めて実施しております。

なお、減免制度、一部負担金減免の周知につきましては、保険料決定通知に一部制度内容を記載した「摂津市国民健康保険のてびき」を同封したり、年2回広報誌で掲載したり、市ホームページにおいて周知しております。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年11月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

（回答）国保年金課

資格証明書の発行は法律で義務づけられておりますが、発行に際しては公費負担医療対象者を除外し、「特別な事情」のある方については、個々に事情をお聞かせいただき対応しております。また、短期証の更新に際しては有効期限前に郵送しております。

なお、高校生世代までの子供に対しては、平成22年1月から、資格証明書の発行はいたしていません。

滞納処分については、執行までに通知や電話により納付相談の機会を設けるよう努めており、納付相談でも十分に納付困難事情を聞き取り、個々に柔軟な対応を行っております。

また、資力の回復を見込めない世帯、または生活保護受給者には滞納処分の停止を実施するよう努めて参ります。

なお、本市では、鳥取県児童手当差押事件のような事例での差押えを行っておりません。

- ③ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

（回答）国保年金課

毎年、新たに配属された職員は、府並びに国保連合会が開催する研修会に参加し、また、保険料決定通知を送る時期に合わせて、課内で減免などの勉強会を開催するなど、担当者の変更による市民サービスの低下に影響しないよう努めております。

- ④ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。滞納者は借金を抱えている場合も多いことから債務整理などのアドバイスも行うこと。

（回答）国保年金課

国保窓口での納付相談において、生活困窮などの相談がなされた場合は、保険料減免や一部負担金減免の案内を行うとともに、生活支援課をはじめ庁内各課並びに各種団体と連携しながら対応に努め

ております。また、多重債務者の相談については弁護士及び司法書士による多重債務相談窓口を消費生活相談ルームと連携し開設しております。

なお、生活保護受給者の滞納処分停止につきましては、担当ケースワーカーに伝えるよう努力して参ります。

- ⑤ 今年度からの「財政共同安定化事業」1円化による影響を明らかにしたうえでそのことにより保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう大阪府に強く要望すること。

(回答) 国保年金課

現在の国保の仕組みは、全国又は府内国保保険者間で、又、国保と社会保険との間で医療費の財源調整措置が行われており、本市もこのような仕組みの中で多額の財源調整措置を受けております。国保広域化により、本市の場合、共同事業の拠出金におきまして、従来に比べ拠出額が増加すると試算もありますが、増加した額については激変緩和として都道府県の特別調整交付金で一部補填されます。

このように現行制度は様々な財源調整の仕組みで支えられており、医療費が増加する中、国保広域化の制度に関する国・府の動向を見守りつつ、必要に応じて大阪府市長会を通じて要望を行ってまいります。

- ⑥ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

(回答) 国保年金課

地方単独事業にかかる医療費波及分について、府へ国に国庫補助対象費用として含むよう大阪府市長会を通じて要望しているところでございます。今後も引き続き、国への要望を行ってまいります。

- ⑦ 無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

(回答) 国保年金課

本課の窓口では保険料の納付相談の他、必要に応じて無料低額診療事業についてご案内させていただいております。

- ⑧ 和歌山市等が行っているように入院時食事療養費自己負担額の助成を行うこと。(和歌山市は半額助成)

(回答) 国保年金課

入院時における食事療養標準負担額については、法令に定められており、国民健康保険において助成を行う予定はございません。

3. 健診について

- ① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

(回答) 国保年金課・保健福祉課

平成20年度から始まった特定健診制度では、40歳以上の方について保険者の責任において特定健診を実施することになったため、国保の被保険者につきましては一般会計からの繰入を増額し、無料で特定健診を受けられるようになっております。

また、基準日以降に保険者が変更になり制度の谷間となった方等や40歳未満の特定健診対象外の方につきましては、市民健診として健診を実施しており、より多くの市民の方が受診できるようにしております。

さらに、肝炎検査を特定健診と同時受診でき、特定健診における心電図、眼底検査の対象者について、国の定める基準によらず、医師の判断で受診できるよう緩和し充実した健診項目としております。

他自治体の取組内容につきましては、大阪府等が開催する保健事業関係の研修会等に参加し情報収集しております。

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

(回答) 国保年金課・保健福祉課

がん検診では、特定の年齢に達した方の乳がん、子宮がん検診の無料化を平成21年度から実施、平成23年度からは、特定健診の受診券とがん検診のクーポン券を一体化し、より受診しやすくなるよう改善を図っております。

また、検診車の配車回数の増便や、胃、大腸、肺がんについては特定健診とのセット健診を土・日曜日に設定するなどの受診促進に取り組んでおります。

- ③ 特定健診・がん検診の受診率に対する分析・評価を行い、今後の対策を明らかにすること。

(回答) 国保年金課・保健福祉課

特定健診やがん検診について受診者の性別、年齢別などの分析を行っており、今後も受診勧奨のあり方や、受診率の向上に向けた対策を行ってまいります。

- ④ 人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化することと、実施している自治体は人間ドック+脳ドックの最低でも半額以上の助成とすること。

(回答) 保健福祉課

本市では、摂津市立保健センターにおいて、国基準の特定健診よりも充実した特定健診を原則無料で実施しており、人間ドック助成はいたしておりません。

- ⑤ 日曜健診やさまざまな施設への出張検診を積極的に行うとともに、委託している医療機関の事務的な負担をできる限り軽減すること。

(回答) 保健福祉課

個別健診においては、土曜日や夜間に受診できる医療機関の周知を行うとともに、集団健診の委託先でもある摂津市立保健センターにおいても、土・日曜日の健診を実施しております。

また、胃がん・大腸がん検診については、公民館へ出張検診を実施、乳がん・子宮がん検診については、医療機関への個別検診実施の他、集団検診を土・日曜日に設定し受診機会の拡大を図っております。

委託している医療機関とも連携を図り効率的な事務の運営に努めております。

4. 介護保険について

- ① 第6期介護保険料の大幅値上げを撤回すること。公費による低所得者保険料軽減は、国に対し、当初案どおり前倒し実施するよう働きかけるとともに、自治体として独自に軽減措置を行うこと

(回答) 高齢介護課

本市の第6期介護保険料は、第5期より9.42%の増となりました。府下では12番目に低い保険料設定を行っております。また、公費による低所得者対策は、消費税の10%が適用される平成29年4月に合わせて、完全実施と聞いております。市は、独自減免を既に実施しており、現段階では、新たな対策は考えておりません。

- ② 総合事業への移行については改正法では条例により「平成29年度まで」に実施することが出来

るとされているので、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すること。総合事業への移行にあたっては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持した上で、「プラスアルファ」として新たなサービス・資源を作るという基本方向を堅持すること。すべての要支援認定者には移行後も介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同じサービスが継続して利用できるようにし、サービスについては、利用者の希望に基づく選択を保障すること。住民主体ボランティア等への移行を押し付けるように指導を行わないこと。介護保険利用の相談があった場合、これまでと同様に要介護認定申請の案内を行い、「チェックリスト」による振り分けは行わないこと。総合事業サービス利用を希望する場合でも要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐこと。被保険者の要介護認定申請の申請権を侵害するようなことはしないこと。サービス事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の倍以上の単価を保障し、サービスにみあったものにする。指定事業所によって提供されるサービスについては、現行基準を緩和させず、質を担保すること。指定事業者の基準は現行予防給付と同一とし、「緩和した基準によるサービス」は導入しないこと。

(回答) 高齢介護課

本市では、介護保険制度改正における総合事業の開始を平成29年4月より実施いたします。

事業の検討は、これからで多様なサービスを検討してまいります。また、専門職を配置している事業者によるサービス提供も視野に入れて検討する必要があるものと考えております。

そして、介護サービスの利用にあたっては、要介護認定を受け、介護度に応じたサービスを利用していただくのが基本と考えております。予防給付の単価設定については、国の方針を見極めながら、今後検討する課題であると認識をしております。

- ③ 8月からの利用料引き上げ（利用料2割化、補足給付の改悪）については中止するよう国に求めるとともに、自治体として緊急対策を講じること。

(回答) 高齢介護課

介護保険制度改正に伴うもので、市としては、適正な運用を進めてまいりたいと考えております。より具体的な手法の提示を大阪府を通じ国に要望してまいります。

- ④ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てかえること。低額年金生活者や生活保護受給者は、「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答) 高齢介護課

本市では、熱中症の対策として、涼む場所の提供をセツオアシスとして市内の公民館などの公共施設の9か所にスペース確保し、飲料水や毛布などの提供を平成23年度から取り組んでおります（防

災管財課)。また、高齢者の熱中症対策については、現在、ひとり暮らし登録者にライフサポーターが定期的に家庭訪問による安否確認・健康状態の把握を行っており、夏場の暑い時期には、熱中症予防についての啓発活動も行っております。現在の見守りの枠組み中で周知に努めてまいります。また、現段階では、クーラーの設置や電気代の補助は考えておりません。

5. 障害者の65歳問題について

- ① 介護保険第1号被保険者となった障害者に対しては一律に介護保険サービスを優先することなく個別ケースに応じて障害福祉サービス利用を判断するという「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について 平成19年3月28日付通知」が出されている。しかし、厚生労働省調査では適切な運用がされていない実態が明らかとなり、平成27年2月18日に再度事務連絡が出された。こうした状況も踏まえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

(回答) 障害福祉課

介護保険第1号被保険者となられた障害者の方については、介護保険サービスを利用させていただくこととなりますが、本人の心身の状況、障害特性を考慮した上で障害福祉サービスの支給決定を行っている場合もあります。

- ② 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも住民税非課税世帯は65歳を超えても無料とすること。

(回答) 障害福祉課・高齢介護課

障害福祉サービスの支給決定をした65歳以上の方のうち、住民税非課税世帯の方については障害福祉サービスの利用料を無料としています。

介護保険は、サービス利用に対して、利用者の一部負担を頂くことで成り立っている保険制度であり、無料化はできません。

6. 生活保護について

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答) 生活支援課

生活保護のケースワーカーにつきましては、被保護世帯数の増加に伴い過去より増員を図っております。その配置につきましては、対人援助としての業務の性格上、専門職を含め有資格者で有る事、かつ適正も考慮しております。

また、その人材育成につきましては、職場内研修の活用、及び外部研修に積極的に参加できるよう課内のバックアップ体制づくりに努めております。

窓口に来所された方につきましては、相手の心情等を十分考慮したうえで、丁寧な対応に努めております。また、申請権の侵害が無いよう、面接担当の上司等が確認しております。

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする事。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

(回答)生活支援課

「生活保護のしおり」につきましては、生活保護の制度がよく分かるよう改正を図っております。また、その説明につきましては、具体的な内容を丁寧に説明するよう努めております。

「生活保護のしおり」は、住民の目に届く窓口常備し、市ホームページにも掲載しております。なお、申請書は窓口常備していませんが、申請意思を確認する事で個々の申請権を保障し、保護を要する方の漏給が無いよう対応しております。

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事場を確保すること。

(回答)生活支援課

申請時の違法な助言・指導は行っていません。

就労支援にあたりましては、対象者に支援内容の理解を得たうえで、個別の実情を考慮した中で、きめ細かな支援を進めており、実態を無視した就労指導の強要はしていません。

また、支援にあたりまして、ハローワーク、産業振興課と連携を取りながら働く場の確保に努めております。

- ④ 通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

(回答)生活支援課

移送費につきましては、個別の状況に応じて、実施要領に基づき支給しており、「生活保護のしおり」に載せております。

- ⑤ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

(回答)生活支援課

継続的に通院されている方につきましては、利用者の便宜を考慮し、自動的に医療券を医療機関に送付する対応をとっており、休日、夜間等で必要な場合は、事後対応の処理を行っております。

なお、「通院医療機関等確認制度」の導入の予定はありません。

- ⑥ 自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

(回答)生活支援課

自動車の保有につきましては、現状、実施要領通りの対応をしております。

- ⑦ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)生活支援課

現状では、警察官OBの配置、「適正化」ホットラインの実施の予定はありません。

- ⑧ 介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

(回答)生活支援課

介護扶助については、介護保険課と連携を図りながら、適切な運用を行っております。また、介護サービスを受ける際に、ケアマネージャーと連携を密にしていますが、ケースワーカーがケアプランに不当に介入することはありません。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

- ① こども医療費助成制度は、2014年4月段階で1) 全国1742自治体中986自治体(56.4%)が完全無料、2) 1373自治体(78.8%)が所得制限なし、3) 930自治体(53.4%)が通院中学校卒業まで、201自

治体(11.6%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪では今年度寝屋川市と豊能町が高校卒業までとしたものの、この3要件を全てクリアーしている自治体は1つもない。一刻も早く、外来・入院とも高校卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

(回答) 子育て支援課

平成26年9月に、通院助成対象を就学前から小学校修了までに拡充し、拡充分には所得制限を設けて実施しています。将来的には、財政状況を見据えながら、中学校修了まで実施することとしています。

大阪府に対しては、大阪府市長会などを通じて、年齢拡充の要望をしてきました。

② 妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

(回答) 保健福祉課

本市の妊婦健診は平成23年度の14回、6万円から、平成26年度から14回12万円に公費助成額の拡充を行っております。

③ 就学援助の適用条件については「生活保護基準×1.3以内」より高いものとし所得でみることに。また持家と借家で差をつける基準は廃止すること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。一昨年8月からの生活保護基準引下げの影響が出ないようにすること。

(回答) 子育て支援課

本市では、就学援助の基準額は所得を用いており、申請は教育委員会事務局にて通年で受付をしております。医療券の発行などを考慮し、早い時期に決定ができるよう、市民税の決定を待たずに仮認定を行っております。

所得基準額は平成25年度から変更しておらず、生活保護基準引下げの影響は、ありません。

④ 「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など若い世代の実質賃金を上げる施策としての多彩な家賃補助の制度化を図ること。独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

(回答) 政策推進課

本市としても、子育て世代支援の必要性は認識しておりますが、現段階で実施の予定はございません。

- ⑤ 中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とし、ランチボックス（業者弁当）方式はやめ子どもにとって栄養のある豊かなものとする。また、小学校・中学校においては子どもの食事調査（三食食べているか、何を食べているのか等）を行い、その結果必要であればモーニングサービス（パン、バナナ、ヨーグルトなど簡単なもの）の導入を検討すること。

（回答）（教育総務部総務課）

本年6月より開始したデリバリー方式選択制中学校給食においては、市の栄養士（事務局・学校）が栄養バランスのとれた献立を作成し、日々提供しております。今後も生徒にとって栄養のある豊かな給食となるようにしてまいります。子どもの食事調査については、単に食事についてだけでなく、家庭状況の把握など様々な要素が含まれており、全国学力・学習状況調査において朝食についての調査を行っています。なお、学校給食は1日の3食のうち1食を担っています。今後も栄養バランスの取れた安心・安全な給食の提供をおこなっていきたいと考えております。

- ⑥ 「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などに対する生活支援施策の具体化を行うこと。

（回答）子育て支援課

資格取得のための高等職業訓練促進給付金の支給期間を、平成27年度より国制度の2年間から全期間と延長するなど、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実を図っています。

- ⑦ 公立幼稚園・保育所の統廃合はやめること

（回答）こども教育課

平成28年4月に正雀保育所を民営化します。正雀保育所以外の保育所、幼稚園についても、保育、教育ニーズや市の財政状況、子ども子育て支援新制度の動向を注視し、庁内関係各課で協議し、子ども子育て会議等でのご意見をお聞きする中で引き続き検討を続けます。